

官報

昭和三十四年十二月二十六日

第三十三回 参議院會議録追録

○質問主意書及び答弁書

児島湾締切堤塘委託管理に関する
質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条
によつて提出する。

昭和三十四年十一月十四日

須藤 五郎

参議院議長松野鶴平殿

児島湾締切堤塘委託管理に関する
質問主意書

一、児島湾沿岸農業水利事業に伴う
締切堤塘（以下堤塘と略称す）は、
農業用水の確保にとどまらず、
で、それ以上の比重をもつて、観
光事業の育成と堤塘を有料道路と
して利用することが、同事業成
立の背景にあつたのではないか。
これは今日なお変わらないところ
であると考えられるが、政府の見解
を明示されたい。

昭和二十六年同事業が着工され
た当時の農林省岡山農地事務局長
重政庸徳君は、「淡水湖の夢実る
まで（昭和三十四年二月一日児島
湾土地改良区刊行）」というパンフ
レットに「農地事務局長時代の回
想」と題したなかで、はつきりと
観光事業の構想を説明している。
このように構想は、農業水利に名
をかり、淡水湖近くの金甲山、貝

般山等の附近の山地の値上りを見
越しての土地の買占め、観光事業
で大儲けしようと暗躍している
といわれる利権屋の策動を許し、農
民の利益が第二次的に扱われるに
至つたと考へるが、実情はどう
か。

二、農林省は、堤塘を児島湾土地改
良区（以下改良区と略称する）に
委託管理をさせ、それを名目とし
て、改良区は経済事業ができな
いから観光会社を別に設立し、堤塘
を有料道路として同会社の事業取
入とし、その利益金のうちから改
良区に利用料を支払わせて、堤塘
の維持管理費にあてさせようとし
ているのではないか。堤塘維持管
理の具体方針を明確にされたい。

土地改良法第二条第二項第七号
と、第十五条第二項の「土地改良
事業に附帯する事業」に関する規
定は、あきらかに改良区が附帯事
業として経済行為を行い得るもの
と解せられる。これを行つてはな
らないとの禁止規定はない。ま
た、改良区定款第四条には「堤塘
及び施設」は「支障を来たさざる
範囲に於て他の目的に使用すること
が出来ぬ」と規定している。こ
の規定で「他の目的に使用する」と
は、堤塘を有料道路として使用す

ることを予定したもので、この場
合利用料が伴うことは自明の理で
あり、又当然無償で利用できるよ
う規定することも可能である。し
かるに、別に観光会社を設立する
ことは、会社の重役たちの喰い物
に堤塘を供することになり、農民
の受益者負担を軽減することには
ならない。堤塘が宇野、岡山間を
結ぶ短絡道路の性格をもち、ま
た、住民の通勤の便等を考慮すれ
ば、国道として無償で解放し国が
堤塘の維持管理をなすべきものと
考へる。

また、観光会社設立は、改良区役
員の自発的意思によつて進められ
たとし、常識上考へられぬ。岡
山農地事務局及び農林省首脳と改
良区役員との間に黙約がなければ
できないことである。その事情を
も併せて明確にされたい。

三、改良区は、すでに児島湖交通観
光株式会社（以下会社と略称する）
の設立を決定していたが、去る九
月二十八日臨時総代会を開き、そ
の議案第五号「他目的利用事業団
体の設立について」を多数をもつ
て可決強行成立させている。この
内容中、改良区基本金特別会計を
株式払込に充当すること及び成規
の手續を経ず役員定数を減員する

こと等は、あきらかに違法の決定
であり、会社設立に改良区農民の
金を利用せんとする背任行為とい
わなければならぬ。政府はこれ
を適法と考へているのか、農林省
の指導のもとになされた決議であ
ると判断されるが、真相はどうで
あるか。また、このような決議が
実行されつつあるのを許可する考
えであるのかどうか、行政指導の
方針を明確にされたい。

四、堤塘の現状は、地盤沈下が停止
していないし、淡水湖について
も、岡山大学理学部の調査報告に
よれば定常的な終末状態に到達し
ていないといわれ、これが定常的
状態になるには十年を要するもの
とみられている。このような不完
全状態にある堤塘を改良区に委託
管理をさせれば、堤塘の維持管理
の費用は予想外にかさみ、国の責
任において行われた責任を委託管
理後は改良区農民に転嫁すること
になる。不安定であつても委託管
理をさせようとするのか。その時
期をいつ頃と予定しているのか、
見解を示されたい。

五、総工費は当初約八億円であつ
たのが、十二億九千万円となり、
さらに十九億八千万円と大きく膨
張して現在に至つてゐる。地元改
良区農民は負担金を八億円に対す
る負担率〇・〇四六八と考へて
いたのであるが、政府は十九億八
千万円の工事費に対して地元地担
率を九千二百万円を地元地担
率に負担させる積りなのである
か。工事費の膨張は政府の責任に
おいてなされるべき性質のもので

ある。改良区農民のうち藤田、興
除両村では淡水湖を農業用水とし
て利用できず、小坂部川ダムの受
益者負担金までとられてゐる不
合理な状態におかれてゐる。負担率
は、国が〇・九二二二、県が〇・
〇三一二で、ほとんどが国の負
担となつてゐるのであるから、堤
塘の国道的性格とその不安定性か
らみて地方負担金は当然全額国庫
負担とすべきであると思へるが、
政府の見解はどうか。

六、堤塘は当然海岸法による「海岸
保全施設」として指定されなけれ
ばならない性格をもつてゐるが、
政府にその考へがあるか。「海岸保
全施設」に指定すべきものである
とすれば、観光会社が有料道路と
して使用料をとる営利行為は禁ぜ
られるべきである。したがつて、
改良区の維持管理に委ねてはなら
ないことを重ねて要請し、国と県
で維持管理をすべきであるが、政
府の具体方針を示されたい。

内閣参賀三二第一号

昭和三十四年十一月二十日

内閣総理大臣 岸 信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員須藤五郎君提出児島湾締
切堤塘委託管理に関する質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員須藤五郎君提出児島
湾締切堤塘委託管理に関する質
問に対する答弁書

一、児島湾沿岸農業水利事業は、昭
和三十五年、児島湾をその湾口弁
天島附近で締め切り、湾内を淡水
湖とすることにより沿岸干拓地の

用水源を確保し、干害及び塩害を排除するとともに、沿岸低湿地の排水改良並びに湖内の既設干拓堤防の安全度を強化することを目的として着工したものである。従つて、同事業により造成された締切堤塘は、当初から、農業用の目的に限定された用途をもつ施設である。

しかしながら、この施設は、通路又はリクリエーション地域として多目的な利用価値を有するものであることはいうまでもないが、それは、あくまでも農業用の目的に附随する副次的効果であるといふべきである。

二、政府は、国営土地改良事業によつて造成した施設については、土地改良法の規定に基づき、それを土地改良財産(行政財産)とするとともに、その管理を土地改良区等の団体に委託することとしている。本件についても、この方針に則り、締切堤塘の管理を見島湾土地改良区に委託することと内定し、また、締切堤塘を農業目的以外の他の目的に供することについては、(一)土地改良区は自ら又は他の事業会社等と提携してこれを行なうことができず、他の事業会社等にこれを行なわせるべきこと、(二)土地改良区は他目的の使用を行なう他の事業会社等から使用料金を徴収し、これを締切堤塘の管理に要する経費の一部に充てることができること、の指導方針を明らかにしている。この方針策定の根拠は、土地改良法及び同法施行令において、(一)土地改良

区は土地改良事業及びこれに附帯する事業を行なうことができるものと定め、土地改良事業とは別個の観光交通事業等は営むことができないこと、(二)土地改良区は締切堤塘の管理に要する経費のすべてを負担すべきこととされている反面、管理に伴う収入は土地改良区に帰属すべきこと、と定めているところにある。

この場合において、土地改良区が他の事業会社等から徴収した料金をもつて締切堤塘の管理費用に充当することは、本来ならば農民の負担となるべき管理費用の額を軽減することとなる。

なお、締切堤塘を農業以外の他の目的に供することにつき、これを土地改良区自ら行なうこととした場合にあつても、これが土地改良財産(行政財産)の他目的の使用である限り、その無償使用を認めることができない事情にあることは、同様である。

三、見島湖交通観光株式会社(見島湖交通産業株式会社が正しい。)は、見島湾土地改良区に属する組合員が株主となることによつて、土地改良区とは別個に、商法の規定に基づいて設立されたものである。この限りでは、二において述べたような政府の方針に反するものではない。

組合員の払い込んだとされている株式は、総代会の決議により積立金を各組合員に還付して払い込まれたものである限り土地改良法上支障はないものと考ええる。また、役員の数値の変更について

は、単なる総代会の議決をもつてこれを行なうことはできず、当然、別途定款変更の手続がとられるべきものである。

なお、同株式会社設立及びこれに伴う土地改良区の諸措置に関し、政府において行政指導を行なつた事実はない。

四、締切堤塘の地盤沈下については、引き続き詳細な調査を続行しているが、未だ沈下を続けている不安定な箇所があるので、今後引き続き捨石工事を施行し、堤体の安定を期したいと考えている。

このような事情から締切堤塘の管理委託を今直ちに行なう考えはなく、補強工事がすまず、堤体が所定の安全度に達したときに管理委託を行なう方針である。

五、国営土地改良事業の施行に当つては、土地改良法の規定により、事業費を含む土地改良事業計画につき、公告、縦覧をし、受益農民の三分の二以上の同意を得て決定することとし、事業に対する農民負担金の額及び納入方法は、同法施行令の規定により決定されることとなつてゐる。また、事業施行中における物価の変動、工法の改善等による工事費の増加等を内容とする計画変更は、同様に、受益農民三分の二以上の同意を要件としてゐるので、本件の場合においても、目下計画変更に関する所要の手続をすすめており、今日までに受益農民三分の二以上の同意を得ている。

また、締切堤塘が「国道的性格」を有するとしても、農業専用施設である以上、法令の定めるところに基づく受益者負担金を免除することはできない。

六、政府は、既に、締切堤塘のもつ海水の侵入又は侵食を防止するための機能に着目し、締切堤塘の存する地域につき海岸保全区域の指定を行なうべきであると考えているが、締切堤塘が海岸法において適用を予想しなかつた施設であるため、その指定に関し海岸管理者たる岡山県知事と協議をする予定である。

である以上、法令の定めるところに基づく受益者負担金を免除することはできない。

海岸法による海岸管理者の権限は、土地改良法に基づく管理を排除する趣旨ではなく、政府が締切堤塘につき、土地改良財産の管理作用の一環として、それを他目的使用の対象とし、収益事業の経営を承認することは、当該施設に対し海岸管理者の公物管理権が及ぼされることと矛盾するものではない。

○審査報告書
〔継続案件〕
審査報告書
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(継続案件)
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日
大蔵委員長 加藤 正人
参議院議長松野鶴平殿
経過の概要
本法案は、酒税の保全措置を補完するため、酒税の価格について基準

販売価格、制限販売価格等の制度を新設しようとするものであつて、第三十一回国会において衆議院より送付後、慎重審議を期するため、継続審査となり、さらに第三十二回国会においても継続審査の議決を得、閉会中も審査することとなつたものである。閉会中は各種資料の収集に努めたが、公定価格撤廃についての影響は極めて複雑な問題を含み、なお充分検討の必要があり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書
結核医療法案(継続案件)
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日
社会労働委員長 加藤 武徳
参議院議長松野鶴平殿
経過の概要
本法案は、第三十一回国会に提出され、同国会閉会中より引続き第三十二回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかったため、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書
身体障害者雇用法案(継続案件)
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

経過の概要

本法案は、第三十一回国会に提出され、同国会閉会中より引続き第三十二回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかったため、次期国会においても引続き審査を行う必要があるものと認める。

審査報告書

保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律案(継続案件)
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

社会労働 加藤 武徳
委員長

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は、第三十一回国会に提出され、同国会閉会中より引続き第三十二回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかったため、次期国会においても引続き審査を行う必要があるものと認める。

審査報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(継続案件)
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

商工委員長 山本 利壽
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は、第三十一回国会に提出され同国会において提案理由の説明を聴取し質疑を行う等審査をすすめ、以後第三十二回国会閉会中まで資料の収集に努めたがなお充分検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十二年一般会計歳入歳出決算(継続案件)
昭和三十二年特別会計歳入歳出決算(継続案件)
昭和三十二年国保税納金整理資金受払計算書(継続案件)
昭和三十二年度政府関係機関決算書(継続案件)
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

決算委員長 上原 正吉

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十二回国会閉会中及び閉会中表記の件に関し、自治庁、防衛庁、文部省、厚生省、通商産業省及び日本専売公社関係の審査を行い、北海道並びに福島、新潟両県下にそれぞれ委員派遣を行い、実地審査を行つて来たが、未だ閉会中に審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十二年国庫増減及び現在額総計算書(継続案件)
昭和三十二年国庫増減及び現在額総計算書(継続案件)
状況総計算書(継続案件)
右の件については、審査を終らなかつた。

つた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

決算委員長 上原 正吉

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本件は、昭和三十二年決算と並行して審査を行つて来たが、終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十二年物品増減及び現在額総計算書(継続案件)
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

決算委員長 上原 正吉

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本件は、昭和三十二年決算と並行して審査を行つて来たが、終了するに至らなかつた。

〔第十一号参照〕

審査報告書

昭和三十四年度一般会計予算補正(第2号)
昭和三十四年度特別会計予算補正(特第1号)
昭和三十四年度政府関係機関予算補正(機第1号)
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月二十五日

予算委員長 小林 英三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十四年度一般会計予算補正(第2号)は、本年発生する災害対策を主眼としたものであるが、年度末までに見積り得る歳入の増加をあげてこれに充当するため、義務的経費等その他の経費についての補正も同時に行い、その財源は租税の自然増収、税外収入の増加及び既定経費の節減により充當したものであり、昭和三十四年度特別会計予算補正(特第1号)は、交付税及び譲与税配付金特別会計、食糧管理特別会計及び開拓者資金融通特別会計の三特別会計について所要の補正を行つたものであり、また、昭和三十四年度政府関係機関予算補正(機第1号)は、中小企業信用保険公庫の貸付金の総額を増加するため予算総則の規定を改めたものであり、何れも必要やむをえない予算補正であつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

二、費用

これらの予算補正により、一般会計予算の総額は、歳入歳出とも、五百三十八億四千二百八十八万五千円を増加して、歳入歳出とも一兆四千九百八十一億六千四百九十四万七千円となり、特別会計予算の合計額は、歳入歳出とも、百十億三千七百八十三万一千円を増加して、歳入三兆四千九十八億五千七百六十六万、歳出三兆二千三百四十七億二千五百五十三万六千円となる。

〔第十二号参照〕

審査報告書

昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 郡 祐一
特別委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和三十四年九月の暴風雨による海水の侵入のために政令で指定する地域内の農地が受けた塩害をすみやかに除去するため、地方公共団体等が行う除塩事業について国の助成措置を定め、且つこの法律の施行前に行つた除塩事業についても適用しようとするもので適当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費は、本年度において約二億二千万円の見込みで、昭和三十四年度一般会計予算補正(第2号)予備費から支出される。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の

昭和三十四年十二月二十六日 参議院會議録 審査報告書(第十二号参照)

実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそごを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降りよによる被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 那 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年七月及び八月の豪雨、八月及び九月の暴風雨又は九月の降りよによる被害によりその生産に係る米穀がその飯用消費量に著しく不足する被害農家に対し、その飯用米穀を確保するため、その消費量を基準として、これに必要な数量の米穀を特別価格により売り渡すみちを定めようとするものであつて、適当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律案に於て一般会計予算において差当り予算措置を必要としないが、この措置に伴い食糧管理特別会計の負担は約一億円の見込みである。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実

土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実

施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそごを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 那 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年九月の風水害による小型漁船の著しい被害にかんがみ、漁業者の共同利用に供する小型の漁船を漁業協同組合に建造させるため、これに必要な経費につき国の助成措置を定めようとするものであつて、適当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律案に要する経費は、二億四千四百九十六万二千円であつて、昭和三十四年度一般会計予算補正(第二号)に計上されている。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実

施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそごを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売却等に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により、その所有する機械等に損害を受けた中小企業者について、その機械等の復旧の促進に資するため、国有の機械等の減額売却、減額貸付及び交換に関する特別措置を講じようとするものである。よつて、適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例の年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそごを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に當つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害

又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持を図るため、伝染病予防費についての国庫の負担率等の特例を定めるとともに、水道施設の災害復旧費及び汚物処理費等について国が補助をすることができるようにするものである。よつて、適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、昭和三十四年度一般会計予算補正(第二号)に約三億五千万円を計上している。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例の年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそごを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に當つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年八月及び九月の風水害によつて生じた保護施設及び児童福祉施設の災害復旧費に關し、特別の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、昭和三十四年度一般会計予算補正(第二号)に約一億三千百万円を計上している。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例の年次別比率にこだわる

昭和三十四年十二月二十六日 参議院會議録 審査報告書(第十二号参照)

ることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそぐを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費及びこれに対する国庫負担に關し、特別の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費は、約五十億円である。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に當り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をと

り計画・施行・工程及び完成期にそぐを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害の被災者に貸し付ける生業資金等について据置期間を延長するとともに、これらの者に對する貸付金の財源を確保するため、国が都道府県に貸し付ける金額の比率を引き上げようとするものであつて、適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、昭和三十四年度一般会計予算において約五千二百六十五万円を計上している。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に當り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をと

り計画・施行・工程及び完成期にそぐを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年八月

の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通の円滑化に資するため、中小企業信用保険公庫に対する政府出資を十億円増額し、これをもつて融資基金の増加に充てようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用
なお、別紙の附帯決議を行つた。
本法施行に要する費用として、中小企業信用保険公庫に対する十億円の出資が昭和三十四年政府関係機関予算補正に計上されてい

る。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百

米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に當つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風

水害を受けた中小企業者に対する再建資金の融通を円滑にするため、商工組合中央金庫の貸付利率の引下げに必要な措置を定めるとともに、中小企業信用保険について保証保険の引上げを行い、又中小企業振興資金助成法の特例を定めたもので、適当な措置と認め

る。

二、費用
なお、別紙の附帯決議を行つた。
本法施行に要する費用として、商工組合中央金庫に対する利子補給金二千五百万円が昭和三十四年度一般会計予算補正に計上されて

いる。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

そつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百

米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に當つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和三十四年七月

及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域の実情にかんがみ、被害地域において地方公共団体が実施する失業対策事業に要する経費について高率の国库補助を行うものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
なお、別紙の附帯決議を行つた。
本法施行に要する経費として、昭和三十四年度一般会計予算から約二億円が支出される。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災

害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の水害に関する失業保険特例法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 那 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域の実情にかんがみ、被害による事業の停止のため休業するに至つた失業保

険の被保険者に対して、その休業期間について、失業保険金を支給すること等を定めようとするものであつて、適当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費として、昭和三十四年度失業保険特別会計から約十八億八千万円が支出される。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百

米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

審査報告書

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 那 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた被災者の入居すべき公営住宅及び産業労働者住宅の建設を促進するため、公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助率の引上げ等に関し公営住宅

法の特例を設けるとともに、産業労働者住宅の建設に融通される住宅金融公庫の貸付金の償還期間の延長等に関し、産業労働者住宅資金融通法の特例を設けようとするものであつて適当な措置と認めらる。

二、費用
本法施行に要する経費は、昭和三十四年度約十二億一千九百万円の見込みである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象

となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 那 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和三十四年台風第十五号による災害の状況にかんがみ、伊勢湾等に面する地域の高潮等による災害を防止するために必要な海岸又は河川に関する新

設、改良及び災害復旧の事業につき、高率の国庫負担をする等その事業を促進するための特別の措置を講じようとするものであつて適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和三十四年度約六十一億五千万円の見込みである。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百

米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策
特別委員長 郡 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、畜産物について一定の被害を受けた者を被害農業者として認定し、経営資金として家畜、家さん及び小型漁船の取得等に必要な資金を貸し付けることができることとしたほか、昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八

月上中旬及び九月の暴風雨について被害農林漁業者に対する経営資金の貸付限度額の引上げ及び果樹の栽培をおもな業務とする被害農業者に対する貸付資金の償還期限の延長措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和三十四年度一般会計予算計上額六億四千五百四十九万六千円の中で措置される見込みである。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百

米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策
特別委員長 郡 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団

体に対し地方税等の減免による財政収入の不足を補う等のため地方債の発行を認めるとともに、公共土木施設、公立学校施設及び市町村の行う農地その他の農林水産業施設の小災害復旧事業の経費に充てるため発行が許可された地方債について国が一定率の元利補給をしようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う昭和三十四年度の起債額は約五十六億円である。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和三十四年七月

及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に対して支給する災害見舞金の額について、給料の二分分の範囲において加給する特例を設けたもので、適当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそこを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象

となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による被害地域における堆積土砂及び湛水の排除事業を施行する地方公共団体その他の者に対し国の補助について特別の措置を講じようとするもので

あつて適当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行に要する経費は、昭和三十四年度約一億八百万円の見込みである。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそこを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた公立学校等の建物等のすみやかな復旧を図るため、公立学校の建物等の災害の復旧に要する経費に対する国の負担割合の特例等及び公立の社会教育施設の建物等の災害に要する経費に対する国の補助率等を定めようとする

ものであつて適当な措置と認め
る。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費として、約十億九千万円が昭和三十四年度一般会計予算補正に計上されている。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそごを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業

についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題点を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策
特別委員長 那 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設のすみやかな復旧を図るため、その復旧に要する経費に対する国の補助及び私立学校振興会の貸付業務に關し、特別の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費として、約五千四百万円が昭和三十四年度一般会計予算補正に計上されている。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそごを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和三十四年度一般会計予算に一億七千三百万円、同予算補正(第二号)に七千七百万円が計上されている。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそごを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業

についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による災害復旧事業につき、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の特例を定め、農地、農業用施設、林道及び共同利用施設に対し、国が高率の助成を行うとともに、

に、開拓地の入植施設及び水産動植物の養殖施設の災害復旧事業並びに災害関連事業に対して、国が高率の助成を行うことができることとし、ようとするものであつて、適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和三十四年度一般会計予算補正(第二号)に四十七億五千五百三十三万八千円が計上され、このほか予備費から約七億九千万円が支出される見込みである。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害

の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設

設の災害復旧事業並びに再度災害防止のための災害関連事業を促進するため、その事業費に対する国の負担率等について特別の措置を講じようとするものであつて適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和三十四年度約百七十八億六千万円の見込みである。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象

となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあるための資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年八月及び九月の風水害による農家建物の甚大なる被害にかんがみ、農業共済基金から農業共済組合連合会に対し、その被害建物の任意共済

に係る保険金の支払等にあつては、に必要資金の融通を行ふことができることとし、よりとするものであつて、適当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため別に経費を要しない。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業

についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置

置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 那 祐一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和三十四年八月の水害並びに同年八月及び九月の水害による医療機関の災害の復旧に關し特別の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和三十四年度一般会計予算補正(第二号)に約二千八百五十万円が計上されている。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業

についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。
四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要

な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行う任意共済事業は極めて多くの問題を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 那 祐一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害の被災者等に対する福祉年金について、支給停止の要件を緩和しようとするものであつて、適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和三十四年度一般会計予算に約七千百万円が計上されている。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業

についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。
四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に

昭和三十四年十二月二十六日 参議院會議録 審査報告書(第十三号参照) (第十五号参照)

六、農業共済組合及び同連合会の任意共済事業は極めて多くの問題を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

審査報告書

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月三十日

風水害対策 特別委員長 郡 祐一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧を促進するため、その事業に要する経費につき国庫補助の措置を講じようとするものであつて適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する費用は、本年度約五千万円の見込みである。

附帯決議

今次災害の地域の広大性と激甚性に鑑み再びかくの如き災害を繰返さないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため

政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当り、予算措置並びに機構の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例の年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に関係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画・施行・工程及び完成期にそつを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被害箇所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の任意共済事業は極めて多くの問題を有しているから、速かに根本的な検討を行い確固たる方策を樹立すべきである。

〔第十三号参照〕

審査報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月一日

外務委員長 草葉 隆圓
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、「在外公館の名称及び位置を定める法律」を改正して、ルーマニア、ブルガリアに公使館を、マニラに総領事館を新設し、在ギリシャ公使館を大使館に昇格せしめるとともに、以上の在外公館並びにさきに設置された在ハンガリー公使館に勤務すべき外務公務員の在勤俸を定めるため、「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に所要の改正を加えるもので妥当な措置と認めた。

二、費用

本法を実施するため本年度は四百四十七万八千円を要するが、この額は昭和三十四年度予算に計上済である。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月一日

大蔵委員長 加藤 正人
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、法人が災害によりたな卸資産、固定資産等について損失を受けたことにより生じた損金につき、青色申告書の提出がない場合においても、その所得の計算上五年間の繰越控除を認めようとするもので適当な措置と認めらる。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

〔第十五号参照〕

審査報告書

日本学校安全会法案 右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月十日

文教委員長 相馬 助治
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、特殊法人日本学校安全会を設立して、学校安全の普及充実に関する業務を行わせるとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に關して妥当な給付を行わせ、もつて学校教育の円滑な実施に資することを目的とするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、本案は、衆議院において、保護者の掛金に関する特例、保育所の乳幼児等を対象に加えること、里親を保護者と同様に取扱

ること、余裕金の運用方法の拡大及び施行期日等の数点について修正の上送付された。

二、費用

本法施行のための経費一千万円が昭和三十四年度予算に計上されている。

審査報告書(地方行政委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第九号、第三十七号、第三十八号、第三十九号、第五十四号、第七〇号、第七十二号、第七十三号、第七十四号、第一〇八号、第一八九号、第二八八号、新市町村建設促進のための国庫補助継続に関する請願

第五十三号、第七七一号、第七九五号、第七九六号、遊興飲食税減免に関する請願

第二四三三号 地方交付税の合併補正特例期間延長に関する請願

第二四九号 地方財政の健全化に関する請願

第二七四号 特別交付税増額等に関する請願

第二七六号 地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の復元に関する請願

第四九一号 新市町村職員給与改善に関する請願

第五五二号 へき地手当の一般財源に関する請願

第五五八号 未開発地域の開発

促進事業費国庫負担率引上げ
に関する請願

第七一六号 地方交付税の寒冷
補正適正化に関する請願

第七一七号 積雪寒冷地帯の固
定資産税軽減に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和三十四年十二月十日

地方行政 新谷寅三郎
委員長

参議院議長松野鶴平殿

〔第十六号参照〕

審査報告書

炭鉱離職者臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと
議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年十二月十六日

社会労働 加藤 武徳
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、炭鉱離職者の職業
及び生活の安定に資するため、炭
鉱離職者緊急就労対策事業及び必
要な職業訓練を実施することと
に、炭鉱離職者援護会を設立して
再就職等に関する援護を行わせる
こととし、その組織、業務、財務そ
の他所要の事項を定めようとする
ものであつて、適當の措置と認め
る。

なお、別紙の如き附帯決議を行
つた。

二、費用

本法施行のため必要な経費は、
約七億二千三百万円、昭和三十
四年度一般会計予算補正に計上さ
れている。

附帯決議

政府は、炭鉱離職者臨時措置法の
実施に当り、左の諸点の実現に努力
するものとする。

一、鉱業権者の炭鉱労働者雇入れに
関しては、単なる訓示規定にとど
まらないよう、その実効をあげる
こと。

二、一般職業訓練所の費用について
は、地方公共団体の負担を軽減す
ること。

三、生業資金借入の保証について
は、速に対策をたてその成果を
得るよう善処すること。

審査報告書

医師等の免許及び試験の特例に関
する法律等の一部を改正する法律
案

右全会一致をもつて可決すべきものと
議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年十二月十六日

社会労働 加藤 武徳
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医師及び歯科医師
の免許及び試験並びに医師国家試
験予備試験及び歯科医師国家試験
予備試験の受験資格に関し特例を
認める期限をさらに一年延長しよ
うとするものであつて、受当な措
置と認める。

二、費用

この法律の施行に当り、別に費
用を要しない。

〔第十八号参照〕

審査報告書

日本国とヴィエトナム共和国との
間の賠償協定の締結について承認
を求める件

右多数をもつて承認すべきものと議
決した。よつて要領書を添えて、報
告する。

昭和三十四年十二月二十二日

外務委員長 草葉 隆圓
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、わが国が三千九百
万ドルに等しい円の価値を有する
わが国の生産物及び役務を五年の
期間内に賠償としてヴィエトナム
に供与することを定めたもので、
この協定によりサンフランシスコ
平和条約に基づくヴィエトナムとの
賠償問題が解決され、これを契機
として両国間の友好親善関係の強
化が期待される見地から受当な措
置と認めた。

二、費用

この協定を実施するため、五年
間に総額百四十億四千万円を要
し、最初の三年間は三十六億円の
年平均額を要するが、この年額は
本年度賠償等特殊債務処理特別会
計予算に計上済である。

審査報告書

日本国とヴィエトナム共和国との

間の借款に関する協定の締結につ
いて承認を求める件

右多数をもつて承認すべきものと議
決した。よつて要領書を添えて、報
告する。

昭和三十四年十二月二十二日

外務委員長 草葉 隆圓
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、わが国が七百五十
万ドルに等しい円の額までの貸付
を日本輸出入銀行とヴィエトナム
側との契約に基づき、三年の期間内
にヴィエトナムに対して行うこと
と、及びこの貸付は、わが国の生産
物及び役務のヴィエトナムによる
調達に充てられることを定めたも
ので、この借款によりヴィエトナム
の産業開発計画の実現に寄与す
ることが期待される見地から受当
な措置と認めた。

二、費用

政府は、日本輸出入銀行が右の
貸付に要する資金を確保できるよ
うに措置を執る必要があり、当初
貸付所要額は本年度の同銀行の資
金繰りに見込まれている。

審査報告書

郵政省設置法の一部を改正する法
律案

右全会一致をもつて可決すべきものと
議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年十二月二十二日

内閣委員長 中野 文門
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵政省の所掌事務
を総合調整する機能を強化する等
のため、大臣官房に官房長を設置
しようとするものであつて、適當
な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う官房長設置のた
めの経費は、極めて僅少である。

審査報告書

クリーニング業法の一部を改正す
る法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと
議決した。よつて要領書を添えて、
報告する。

昭和三十四年十二月二十二日

社会労働 加藤 武徳
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、洗たく物の洗たく
をするクリーニング所に業務用の
機械として洗たく機及び脱水機を
少くとも一台備えなければならな
いこととするともに、クリーニン
グ所には、洗たく物の受取及び
引渡のみを行うものを除いて、す
べてクリーニング師を置くことと
する等の措置をしようとするもの
であり、適當な措置と認める。

二、費用

本法施行に当り、別に費用を要
しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における生糸価格の推移にかんがみ、その安定を図るため、繭糸価格安定法による買入等に係る政府保有の生糸を、同法に規定する価格によらないで売り渡すことができることとし、よりとするものであつて、妥当の措置と認められる。

二、費用

本法施行のため特に経費を要しない。

附帯決議

この法律案が成立後において、生糸の売渡方法等について、政府は速かに繭糸価格安定審議会の意見をきき、次の事項を考慮して遺憾なく措置すべきである。

一、売渡の際、その予定価格は生産者等の立場を尊重し生糸の実勢価格の推移を検討しこれを決定すること。

二、売渡の時期及び数量については、これが直ちに市価に影響を与えることを考慮しその放出に当つては一時に全量放出することなく持続的安定を得るより慎重を期すること。

三、売渡先の選定に当つてはこれが直接輸出並びに織物の生産等の実需者に限定し、実需を伴わない転売等によつて投機的利潤を与える結果にならないよう充分留意すること。

審査報告書（農林水産委員会第二号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一三九八号 開拓省農振興臨時措置法改正に関する請願

第一四二六号 岩手県鰺の沢漁港の一部改良工事施行に関する請願

第一四九三号 だ補船舶主中保険未加入者援護対策に関する請願

第一四九四号 茶葉振興のための立法化に関する請願

第一五三〇号 家畜取引基金制度実現等に関する請願

第一五三九号 林業種苗法の一部改正に関する請願

第一五四〇号 国有林用苗木買上げに関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

農林水産 堀本 宜実
委員長

参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書（継続事件）

調査報告書

国家行政組織に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十四年十月二十四日

内閣委員長 中野 文門
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、表記の件に関し、第三十二回国会閉会中において、内閣広報室の設置、調達庁の機構改革及び行政審議会の答申にかかる行政機構改革上の諸問題について、その構想、政府における作業の現情等につき、権名官房長官、福田総理府総務長官、赤城防衛庁長官等に対し質疑を行うとともに、八月下旬、北海道及び北九州地区に委員派遣を行い、海上保安部、調達局等国の地方行政機関における業務運営の実情を調査した。

調査報告書

国の防衛に関する調査（継続事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十四年十月二十四日

内閣委員長 中野 文門
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、表記の件に関し、第三十二回国会及び同閉会中において、四回にわたり委員会を開き、現下諸般の問題について調査を行った。

まず、航空自衛隊の次期主力戦闘機の機種選定に関する件について、国防会議における本件取扱の経過、機種選定の方法、米国防道調査団の任務とその報告の取扱等につき、赤城防衛庁長官の説明を求め、その所信を質すとともに、防衛の基本方針特に昭和三十五年業務計画と昭和三十六年度以降の第二次防衛整備計画の構想に関し、赤城長官始め防衛庁当局に対し質疑を行った。

その他、李ライン問題と対馬等の防衛、自衛隊の災害派遣、駐留軍提供施設返還後の措置、進駐軍及び駐留軍による被害に対する補償対策、航空基地周辺の騒音防止対策等の諸件につき調査審議を行い、更に、八月下旬委員派遣により北海道及び北九州地区における自衛隊及び防衛関係産業の実情を实地調査した。

調査報告書

国家公務員制度及び恩給に関する調査（継続事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十四年十月二十四日

内閣委員長 中野 文門
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、表記の件に関し、第三十二回国会及び同閉会中において、四回にわたり調査を行い、まず、本年七月人事院から提出された「一般職の職員の給与についての報告及びその改訂についての勧告」について、浅井人事院総裁の説明を求めるとともに、本件を中心として、給与の是正方式、暫定手当制度に対する今後の措置等國家公務員の給与問題全般につき、権名官房長官、浅井人事院総裁、人事院及び総理府当局に対し質疑を行った。

次いで、公務員制度調査会の答申の取扱及び組合専従制限の件につき政府の見解を質し、また、國家公務員共済組合法改正後の施行状況、特に組合員の掛金率に関し、その決定

の経緯等大蔵省当局に対し質疑を行った。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査（継続事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十四年十月二十四日

地方行政 新谷寅三郎
委員長

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十二回国会から同国会閉会後にわたり、地方行政の改革に関する調査の一環として、主として左記事項に関し、政府の説明並びに関係資料の提出を求めたほか、青森、岩手、三重、和歌山、広島及び山口の各県に対し委員派遣を行い等鋭意調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたつていたため調査を終了するに至らなかつた。

記

一、地方公共団体の臨時職員の定数化及び組合専従職員に関する件
二、昭和三十四年度地方財政の状況及び来年度の見通しに関する件
三、台風第六号、第七号及び第十五号による被害状況並びに災害対策に関する件

四、競輪に関する件
五、警備警察に関する件

なお、第三十二回国会においても、前回国会と同様に新市町村建設及び地方公務員給与に関する小委員会を設置し、小委員会は、同国会閉会中、現地調査、当局との質疑応答

及び関係者よりの意見聴取等を行い、関係の問題につき調査を行ったが、十月十日小委員長より委員会に対し、その経過を報告した。

調査報告書

檢察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

法務委員長 大川 光三

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本件の調査は、第三十二回国会開會中においては、諸般の事情により本件調査承認要求等の手続を行つたに止まつたが、閉會中においては、まず最高裁機構改革問題、少年犯罪対策、泥酔者犯罪対策及び兇春防止法運用関係諸問題等について南九州、北海道地区に委員を派遣して実地調査を行い、続いて井野法務大臣からこれら当面する法務行政の重要諸問題について、その基本方針を聴取したほか、特に少年犯罪対策については、各界の権威者から参考意見の聴取をもつて、これが総合的対策法制樹立のため慎重なる検討を行った。又田原製作所等中小企業の労働争議における傷害事件と警備警察に関する諸問題、暴力犯罪対策上の諸問題等についても調査を行い所要の検討を加えたが、いずれも鋭意調査を継続する必要がある、今閉會中において調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

外務委員長 鹿島守之助

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第三十二回国会閉會中、日米安全保障条約の改定、在日朝鮮人の北鮮帰還、日中関係、日韓関係及び第十四回国連総会等の当面せる国際情勢等に関する諸問題について岸内閣総理大臣、藤山外務大臣及び橋本運輸大臣の見解を質すと共に外務省当局及び内閣法制局当局に対し質疑を行い、調査を行つた。

なお、その間において、李ライン及び密出入国について島根県方面並びに移民、賠償その他貿易経済に関連する諸問題について大阪府、兵庫県及び和歌山県方面にそれぞれ実地調査を行つて来たのであるが、未だ調査を終了するに至つていない。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

大蔵委員長 加藤 正人

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本調査に關して、当委員会は第三十二回国会及び閉會中に、税関にお

ける人員、施設の不足、行政協定による関税の特例、塩業整備状況、いわゆる第二世銀と東南アジア開発基金、所得増進計画及びガリオア、イロアの経緯並びに伊勢湾台風の災害対策の一環として財政金融の特別措置等の諸問題について、政府当局より説明を聴取し質疑を行つた。

その外、委員を三班に分ち、北海道、北陸、関西及び中京地方に派遣し実地調査を行つた。

なお、各種調査資料の収集等を行つたのであるが、その対象が広範多岐にわたつており調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

文教委員長 相馬 助治

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十二回国会開會中において、へき地教育振興法改正に伴うへき地学校の指定基準に關し、政府関係当局に対し説明を求めた。

閉會中においては、第七号、第十五号(伊勢湾)台風による文教関係の災害に関する件、日本教職員組合の専従制限に関する件、文化財保護に関する件、板付基地周辺の騒音防止に関する件、国鉄運賃の学生・生徒に対する割引に関する件等について

て、文部省及び関係当局に対し説明を求め、質疑を行つたほか、委員を派遣して教育、文化及び学術に関する諸問題特に短期大学の現状、文化財の保護等に関し実地調査を行い、又日本教職員組合の専従制限に關し、参考人の出席を求め、参考人の意見を聴取し、質疑を行つたが、これらの調査は広範多岐にわたるため、未だ結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

労働情勢に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

社会労働委員長 加藤 武徳

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第三十二回国会及び閉會中においては、本調査の一環として、労働行政の基本方針に関する件、林野庁合川営林署の労働問題に関する件、京都市交通局労働組合の政令第二百一号違反問題に関する件、北陸鉄道労働組合スパイ事件に関する件、労働者災害補償保険問題に関する件、失業及び雇用の問題に関する件、日雇労働者の問題に関する件、中小企業の最近の労働問題に関する件、国家公務員労働組合の専従者制限問題に関する件、志免炭鉱の労働問題に関する件、労働省関係昭和三十五年度予算の概要に関する件等について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行つた。

尚、閉會中には、委員を二班に分ち、福島県、栃木県及び福岡県に派遣して地方における労働行政の実情を調査した。

右の外、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、未だ結論に到達することができなかった。

調査報告書

社会保障制度に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

社会労働委員長 加藤 武徳

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第三十二回国会及び閉會中においては、本調査の一環として、厚生行政の基本方針に関する件、在日朝鮮人帰還問題に関する件、厚生養育所問題に関する件、小児麻痺多発に伴う措置に関する件、拓洋丸問題に関する件、青少年の問題に関する件、臨時医療調査会の問題に関する件、食品衛生関係の問題と堆肥舎の問題に関する件、八月中における台風の被害状況報告に関する件、診療報酬の問題に関する件、国立、公立、組合立病院の都市集中と私的医療機関の育成問題に関する件、国民年金積立金の運用及び国民年金の普及宣伝の実情に関する件、新潟県高田国立病院看護婦の出産制限問題に関する件、高知県中村市国保直営八束診療所の偽医師事件及び僻地における医師の充足状況に関する件、中央社会

保険医療協議会のその後の処置に関する件、社会保険診療報酬に対する租税特別措置法に関する件、医療金融公庫設置の問題に関する件、保険医の監査問題に関する件、伊勢湾台風の被害状況報告に関する件、厚生省関係昭和三十五年予算の概要に関する件等について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行ったが、特に在日朝鮮人帰還問題については、参考人の出席を求めて意見を聴取した。

なお、閉会中には、委員を二班に分ち、福島県、栃木県、香川県、岡山県、山口県及び福岡県に派遣して地方における厚生行政の実情を調査した。

右の外、関係資料を収集成する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、未だ結論に到達することができなかった。

調査報告書

農林水産政策に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

農林水産 堀本 宜実
委員長
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本調査に關して、当委員会は第三十二回国会において、農林水産基本政策及び農林畜水産関係物資の鉄道運賃対策等について参考資料を収集し、政府当局等から説明をきく等調査に努めた。しかしながら本調査は

その対象が広範多岐にわたり、また会期が短かつた等のため終了するに至らなかつた。

閉会中においても、農林水産基本政策、台風等による農林水産関係災害対策、農林畜水産関係物資鉄道運賃及び通運事業運賃料金対策、亜麻の振興対策、農業法人問題、農地地盤沈下対策、昭和三十四年産米穀、いも類及びいも類でん粉の価格対策、国有林の経営、投下燃炭による漁業被害対策等について調査を行ったが、これまた調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

経済の自立と発展に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

商工委員長 山本 利壽
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

当委員会においては「経済の自立と発展に関する調査」について政府関係者の出席を求め、質疑を行い、或いは現地に委員を派遣し、また資料を収集整備する等鋭意調査をすすめてきたが、調査の内容が広範多岐にわたつてゐるので、第三十二回国会及び今期閉会中に結論を得るに至らなかつた。

なお、主な調査項目は次の通りである。

- 一、通商産業政策に関する件
- 一、科学技術政策に関する件
- 一、経済計画に関する件

一、特許行政に関する件

一、石炭産業に関する件

一、新聞購読料値上げ問題に関する件

一、西欧諸国における為替及び貿易の自由化に関する件

一、ガス料金に関する件

一、第十五号台風（伊勢湾台風）による被害状況並びに対策に関する件

委員派遣

(1) 東北班 電源開発、石油資源

開発及び天然ガス事業並びに地盤沈下の現状調査

(2) 中部北陸班 電源開発並びに電力事情調査

調査報告書

運輸事情等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

運輸委員長 平島 敏夫
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十二回国会開会中及び閉会中において、日本国有鉄道の運営中特に志免鉱業所に関する件、鉄道と道路との交差に関する件及び列車運転に関する件並びに組合方式の自家用車による交通事業、タクシーの個人営業問題及びターミナルに関する件につき調査を行ったが、未だこれを終了することができなかった。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営

並びに電波に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

通信委員長 柴田 栄
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十二回国会開会中並びに同国会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につきその概況の説明を郵政大臣より聴取し、全通従業員との団体交渉問題及び郵政職員に対する仲裁裁定の件、日本電信電話公社の第二次五カ年計画及び海外通信政策に関する件、カラーテレビジョン放送等各般にわたる質疑を行い、又委員派遣を行つて各地方の実情について調査すると共に、資料を収集する等鋭意調査を進めてきた。なお、今次発生した台風第十五号による被害状況については各関係当局より説明を聴取した。

本件は、その対象が極めて広範多岐にわたつてゐるため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十月二十四日

建設委員長 岩沢 忠恭
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本件について第三十二回国会開会中及び閉会中を通じて八回にわたり委員会を開き調査を進めたが、いまだ結論を得るに至らなかつた。その概要は次の通りである。

一、災害について

本会期中、七月上旬の豪雨、六号台風、七号台風、八月下旬の豪雨、十四号台風及び十五号台風が相次いで発生し、殆んど全国各地に災害をもたらした。特に九月二十六、七日の十五号台風（伊勢湾台風）による被害は、愛知、三重、岐阜、奈良等の各県にわたり、死者四千三百余名、行方不明七百五十余名、建物全壊約三万四千棟、半壊九万七千棟、流失四千棟（十月十日警察庁提出資料による）、公共土木施設災害約六百八十億円（十月二十日建設省提出資料による）に達した。

委員会は、かかる事態に対処するため、災害発生の際、政府関係当局から被害の実情及びその応急対策を聴取するとともに、防災施設の工法上の瑕疵の有無、原型復旧主義に対する見解、予備金支出の状況、小額災害の措置、地方起債問題、災害危険区域の指定、特別立法等につき政府の所信をただした。

二、治水について

治水事業の推進を期するため、治水特別会計の構想及びその経緯につき説明を聴取し、その設置を要請した。

砂防事業については、緊急砂防

と通常砂防の關係、これに対する起債問題等を質疑した後、次の如き決議を行った。

砂防事業促進に関する決議
去る七、八月の大水害の示すところは砂防施設の完備せる河川における水害の極めて僅少なることである。

政府はこの点に深甚なる考慮を払い、新治水五ヶ年計画に策定されたる砂防事業の徹底的遂行を期し、予算上これが具体的方途を講ずるとともに、これに伴う砂防に関する機構を整備充実にすべきである。

右決議する。
三、道路について
名神高速道路の指定路線と用地買収について質疑を行った。
四、住宅について
低額所得者に対する政府施策住

宅の現状及び宅地造成と都市の再開発につき質疑を行うとともに、日本住宅公団の理事者を招致し、行政管理庁の同公団業務運営調査結果に関連して、管理機構及び各種審議会の整備、支所に対する権限の委譲、宅地取得の方法手続、資金調達運用状況、退職手当関係の規定の整備等の諸問題につき調査した。

五、その他
建設省及び北海道開発庁關係の常勤職員の設定、職業訓練法に基く建築關係の技能検定、會計法の改正、自衛隊及び受刑者の建設工事参加並びに建築及び土木研究所の研究態勢等の諸問題について調査した。
六、委員派遣
本閉会中に行つた委員派遣は次の通りである。

目的	派遣委員	派遣地
利根川水系の建設事業調査	小山 委員 田中 委員 小平 委員	群馬県 栃木県 茨城県
道路、ダム及び砂防等の建設事業調査	稲浦 委員 白井 委員	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
同 右	松野 委員 櫻井 委員 内村 委員	福岡県 大分県 熊本県 宮崎県

調査報告書
予算の執行状況に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十四年十月二十四日
予算委員長 小林 英三
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本委員会は、本調査に関連し、第三十二回国会開会中七月三日、予算の執行状況に関する件について岸内閣総理大臣、関係閣僚及び政府委員に対し質疑を行い、また同国会閉会中においては、実地調査のため、北海道、秋田県、新潟県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、福岡県、佐賀県及び長崎県に委員派遣を行つた。調査を進めてきたのであるが、本調査はその対象が極めて広範多岐にわたるので、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
昭和三十四年十月二十四日
決算委員長 上原 正吉
参議院議長松野鶴平殿

北海道並びに新潟、福島両県下にそれぞれ一班的委員派遣を行い現地調査を行った。
右のほか資料の収集検討等調査を進めて来たが、本件の対象範囲が広範多岐にわたるので調査を終了するに至らなかつた。

○調査報告書
調査報告書
国家公務員制度及び恩給に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
昭和三十四年十二月二十六日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本委員会は、表記の件に関し、第三十三回国会開会中六回にわたり調査を行つたが、その概要は左の通りである。
一、国家公務員共済組合の運営に関する件
本年十月新共済制度発足に伴う共済組合運営上の諸問題、すなわち新共済組合における財源措置の問題、組合員掛金率の決定経緯とその算定根拠、掛金問題をめぐる紛争の解決方策等について、佐藤大蔵大臣をはじめ大蔵省当局に対しその見解を質した。

二、国家公務員の給与に関する件
本年七月人事院から提出された国家公務員の給与に関する報告の内容及び給与改定勧告の趣旨につき詳細にわたり浅井人事院総裁及び

び人事院当局に対し質疑を行うとともに、その勧告の実施につき佐藤大蔵大臣及び福田総理府総務長官に対し政府の方針を質した。なお、退職手当及び暫定手当制度の合理化に関し関係当局に質疑を行った。

調査報告書
調査報告書
国家行政組織に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
昭和三十四年十二月二十六日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本委員会は、表記の件に関し、第三十三回国会開会中二回にわたつて調査を行い、行政機関特に現業庁職員の定員の適正化、行政機構改革上の諸問題に対する基本方針、調達庁機構の再検討等の諸件に関し、益合行政管理庁長官の所信を質すとともに、関係当局に対し質疑を行った。

調査報告書
国の防衛に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
昭和三十四年十二月二十六日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長松野鶴平殿

三十三回国会開會中、航空自衛隊の次期主力戦闘機問題を中心として、八回にわたつて調査を行つた。本件に關しては、主としてF-104C-J採用の経過とその理由、わが国防衛体制との關係、国内生産態勢と購入価格等の諸点につき、国防會議議長としての岸内閣總理大臣、赤城防衛庁長官、源田航空幕僚長に對しその見解を質すとともに、防衛庁、国防會議、通産省、大蔵省、外務省等關係各事務当局に對して質疑を行つた。具体的且つ詳細な審議を行つた。

なお、駐留軍關係施設の返還に關する件等について防衛庁及び調達庁当局に對し質疑した。

調査報告書

地方行政の改革に關する調査右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

地方行政 新谷寅三郎
委員長

參議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十三回国會中、地方行政の改革に關する調査の一環として、主として左記事項に關し、政府の説明並びに關係資料の提出を求め、等鋭意調査を進め、町名地番の整理の問題については、別紙の通り決議を行つたが、本調査はその対象が広範多岐にわたつてゐるため調査を終了するに至らなかつた。

記

一、新市町村建設に關する件
二、地方公務員の退職年金制度、停年制等に關する件
三、町名地番の整理に關する件
四、伊勢湾台風等により災害をうけた地方公共団体に對する国の財政措置及び地方財政に關する件
五、固定資産税制限税率引下げに伴う減収補てんに關する件
六、地方税法の施行の事情及び税制改正に關する件
七、警備警察に關する件
八、警察庁及び国家消防本部の予算に關する件

なお、第三十三回国會において、前回国會同様、新市町村建設及び地方公務員給与に關する小委員会を設置し、關係の問題につき調査を行つた。

(別紙)

町名地番の整理に關する決議町名地番は全国的に混乱錯雜を極め、これにより社会生活、行政あるいは公益事業等の実施に生じている不利不便は計り知れないものがある。政府は、この際すみやかに審議機關を設けて根本方針を確立する等所要の措置を講じ、急速に整理改善すべきである。

右決議する。

調査報告書

檢察及び裁判の運営等に關する調査右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

法務委員長 大川 光三
參議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会においては、本件調査について第三十三回国會開會中、主として少年犯罪対策に關して、前國會に就き關係各界から參考人の意見を聴取し、あるいは警察庁科学警察研究所、久里浜少年院等の視察を行い、慎重な調査を繼續して、本件について少年法等の整備、矯正保護機關の充実及び科学的調査研究機關の強化等を要望する決議を内閣に對して行つたほか、昭和三十五年年度裁判所關係予算、同法務省關係予算の概算要求額、伊勢湾台風等による裁判所並びに法務省關係施設の災害状況及び復旧対策、京都市電バス従業員との昭和二十三年政令第二百一十号違反事件、檢察官手持証提書類等の事前閲覧問題、弁護人の接見交通権及び十一月二十七日の國會構内乱入事件等についても調査を行い所要の検討を進めたが、本件調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

國際情勢等に關する調査右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

外務委員長 草葉 隆圓
參議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会においては、第三十三回

國會開會中、日米安全保障條約の改定、北鮮歸還及びパラグワイとの移住協定に關する諸問題等について岸内閣總理大臣、藤山外務大臣、渡邊厚生大臣、赤城防衛庁長官及び山田會計検査院長の見解を質すとともに政府委員、法務、外務、大蔵各官及及び警察庁当局に對し質疑を行ひ、調査を行つてきたのであるが未だ調査を終了するに至つていない。

調査報告書

租税及び金融等に關する調査右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

大蔵委員長 加藤 正人
參議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本調査に關して、當委員会は第三十三回国會中において、たばこの小売価格引上げ、小売販売手数料の引上げ、たばこ販売協同組合の事業としての代行配給の制度、國家公務員共済組合法に基く掛金率改正並びに高松市の流下式枝架方式による塩害問題等について政府当局より説明を聴取し質疑を行つた。

なお、各種調査資料の収集等を行つたのであるが、その対象が広範多岐にわたつており調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

教育、文化及び學術に關する調査右の件については、調査を終らなかつた。

つた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

文教委員長 相馬 助治
參議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十三回国會において、教育白書に關する件、名城大學紛争に關する件、岐阜県における教職員の組合専従制限に關する件、全學連に關する件等について文部省及び關係当局に對し質疑を行つた。また、伊勢湾台風による文教關係の災害に關する件、炭鉱不況に伴う福岡県下の教育状況に關する件、岸和田市における学校教育問題に關する件、重要文化財の災害対策に關する件等については、特に委員を派遣して実地調査を行い、關係者より意見を聴取し、關係当局に對して質疑を行つたが、これらの調査は広範多岐にわたるため、いまだ結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

労働情勢に關する調査右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

社会労働 委員長 加藤 武徳
參議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第三十三回国會においては、本調査の一環として、家内工業等におけ

るベンゾール中毒事件に関する件、駐留軍労働者離職対策に関する件、日雇労働者の労働対策に関する件、最近発生した炭鉱爆発事件に関する件等について政府当局から説明を聴取し、質疑を行った。

右の外、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、未だ結論に到達することができなかった。

調査報告書

社会保障制度に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

社会労働 加藤 武徳
委員長

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第三十三回国会においては、本調査の一環として、水保市に発生した奇病及び工場廃水の処理に関する件、保健所の整備に関する件、保険医の監査制度に関する件、民間更生施設を宿所提供施設に転換の件、国立病院勤務医師の待遇の件、結核対策特に空床対策の件、私的医療機関に対する融資の件、昭和三十五年厚生省関係予算に関する件、生活保護対策に関する件、国民健康保険の実施に関する件、赤い羽根募金及びお年玉付年賀はがきの寄付金配分等に関する件、福祉年金の実施状況に関する件、児童対策と更生資金の貸付に関する件、社会福祉事業振興会に

関する件について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行った。

右の外、関係資料を収集作成する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、未だ結論に達することができなかった。

調査報告書

農林水産政策に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

農林水産 堀本 宜実
委員長

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十三回国会中において、本件に関し、農林畜水産関係の災害対策、同流通対策、米穀管理対策、漁業対策その他について政府当局等に対し説明を求め質疑を行うとともに資料の収集に努めるなど、鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたつており、会期中に調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

経済の自立と発展に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

商工委員長 山本 利壽
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

当委員会は、第三十三回国会において「経済の自立と発展に関する調査」について、関係政府当局より説明を聴取するとともに質疑を行い、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたつていので結論を得るに至らなかつた。

なお、主な調査項目は次の通りである。

- 一、通商産業政策に関する件
- 一、中小企業対策に関する件
- 一、火災煙火類の爆発事故に関する件
- 一、競輪の存廃問題に関する件
- 一、技術導入と特許に関する件
- 一、ガス料金に関する件
- 一、電力問題に関する件
- また火災煙火類等の災害防止に関する決議を行った。

調査報告書

運輸事情等に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

運輸委員長 平島 敏夫
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十三回国会開会中において、昭和三十五年運輸省関係主要施策に関連して、外航船舶の助成、港湾の整備及び高潮対策、海難防止、国際航空の強化、気象業務の整備、日本国有鉄道の新線建設及

び経営並びに輸送力増強、鉄道と道路との交差問題、自動車関係事項（東京都特別区内ハイ・タク増車に関連する個人営業問題、駐留軍関係離職者への免許問題、自動車の運転事故、爆発物輸送問題、輸送秩序の確立、燃料問題等）に関する件について、運輸省及び関係当局から資料を求め事情を聴取し、殊に自動車の運転事故及び輸送秩序の確立に関しては、「交通の秩序と安全に関する小委員会」を設け調査を行った。

また海難防止については、「小型船舶に対する無線通信施設の整備に関する決議」を行い政府に申し入れを行った。

しかしながら本調査は広範多岐にわたつていするため、未だ終了することができなかった。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

通信委員長 柴田 栄
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十三回国会開会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監視及び放送等につきその概要の説明を郵政大臣より聴取し、全通従業員との団体交渉問題、郵政職員に対する仲裁裁定及び年末首に

おける繁忙対策に関する件、日本電信電話公社の改訂第二次五ヶ年計画及び海外通信政策に関する件、ラジオ、テレビジョンの放送番組編成問題並びにアジア放送会議に関する件等各般にわたり質疑を行い資料を収集する等鋭意調査を進めてきたのであるが、本件はその対象が極めて広範多岐にわたつていするため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

建設委員長 岩沢 忠恭
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十三回国会開会中七回にわたり委員会を開き、本件調査の一環として災害特別法案のうち建設省関係法律案四件、昭和三十四年度建設省関係補正予算、日本住宅公団の事業内容、建設省並びに北海道開発庁の定員の実状及び建設省の機構等について調査を行った。

しかしながら本調査はその範囲が広範であり、会期中に完了するに至らなかつた。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。

つた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

予算委員長 小林 英三

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、本調査を行うことについて、十月二十八日議長の承認を得たが、同日災害対策等を中心とした昭和三十四年度予算補正が提出され、専らその審査に当つていたため、会期中調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月二十六日

決算委員長 上原 正吉

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

表記の件に関し、昭和三十二年度決算審査と並行し、資料の収集検討等を行つてきたが、本件の対象範囲が広範多岐にわたるので調査を終了するに至らなかつた。

昭和三十四年十二月二十六日 参議院会議録追録

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定價 一部 十五円
(但し原稿紙は二十円)
(郵送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三―五五五五